

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

| 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号<br>により随意契約をすることができる場合 | 今回の契約が左に該当することの説明   |
|---|---|
| <p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>       | <p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>JETプログラム(Japan Exchange and Teaching Programme)は、外務省・総務省・文部科学省・(一財)自治体国際化協会(以下、「クレア」という。)の協力の下、諸外国の若者を地方公務員等として任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図るものであり、本県においても外国語教育の充実と国際交流の促進に向け、本事業に3課1現地機関が参加しているところである。</p> <p>クレアが実施する本事業の実施・運営にあたり、都道府県及び指定都市や市町村、学校法人等を会員とし、会員が負担金として経費を負担する形をとっており、旅費、オリエンテーション費、会費(団体割、幹旋人数に基づいた人員割)、傷害保険料を負担している。</p> <p>また、岐阜県教育委員会では、本事業により令和7年度は53名の外国語指導助手を県立高等学校に、1名の国際交流員を教育研修課に配置している。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>JETプログラムでは、次の①、②に取り組むことで、質の高い英語教育の実施に求められる一定水準以上の能力を有する外国青年の安定的かつ長期的な幹旋を実現しており、クレアはこのプログラムを運営している唯一の団体である。</p> <p>①クレアでは、参加者の募集・選考から渡航手配、研修やカウンセリング等のサポート、終了後のキャリア支援まで一貫した事業を実施している。また、1988年の設立以来、地方自治体等との共同事業として取り組んできた長年の実績がある。</p> <p>②参加各国の在外公館においては、英語教育への熱意と日本への興味・関心、標準的な英語の発音や高度な運用スキル等の基準で参加者を選考している。</p> |

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。